

令和8年度6月追加補正予算(案)の取組

物価高騰対策
(重点支援地方交付金活用事業)

令和8年6月19日

1 水道料金の負担軽減

お客様サービス課・中山間地水道課

補正額

≪水道事業会計・簡易水道事業会計≫

会計名	基本料金減免額	業務費 (システム設定費)	一般会計繰入金	料金収入等
水道事業会計	4億9,609万円	275万円	4億9,884万円	
簡易水道事業会計	100万円	—	100万円	
合計	4億9,709万円	275万円	4億9,984万円	

背景

一般会計繰入金のうち重点支援地方交付金 4億7,130万円

- エネルギー価格の高騰や円安による輸入コストの上昇等により、長引く物価高騰が市民や事業者に影響を与えている。
- 老朽化対策に加えて南海トラフ地震など大地震の発生が予想されている中、耐震化を加速して実施するため2026年6月使用分から水道料金を値上げしている。
(参考)2026年水道料金の料金改定:一般家庭(口径20mm)で2か月の使用水量40m³の場合、436円の値上げ。

目的

- 国の交付金を最大限活用し、物価高騰の影響を受ける市民生活と経済活動を支援するため、水道料金・簡易水道料金の負担を軽減する。

実施内容

- 全ての水道・簡易水道利用者に対し、基本料金の40%を4か月減額する(官公庁を除く)。

【モデルケースにおける減額】

一般家庭	(口径20mm)	(基本料金減額1か月分 356円)×4か月 = 1,424円
事業所等	(口径40mm)	(基本料金減額1か月分 1,499円)×4か月 = 5,996円
大規模事業所等	(口径75mm)	(基本料金減額1か月分 7,073円)×4か月 = 28,292円

表:1か月の口径別基本料金(減額前後)

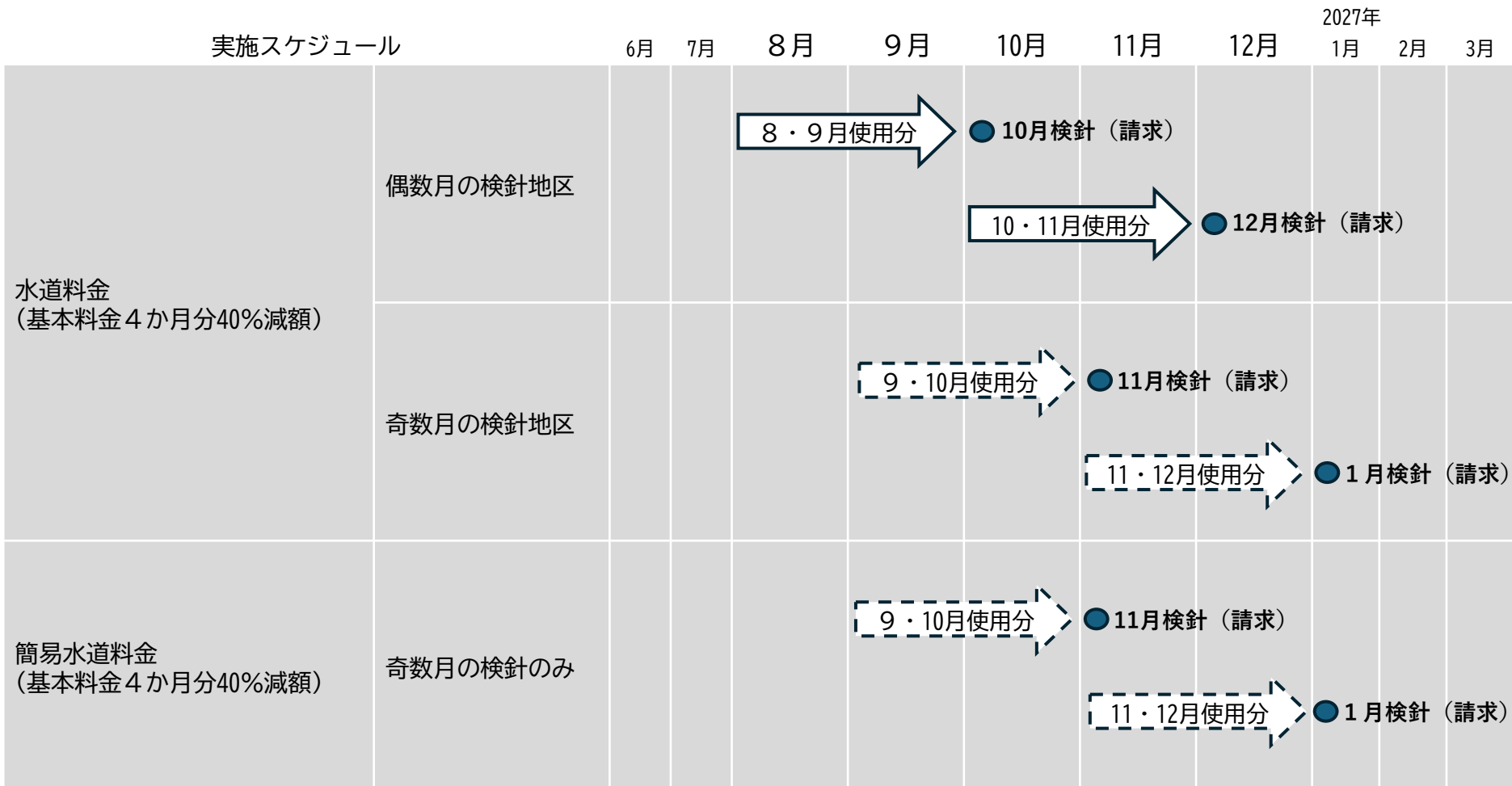
口径	減額前	減額後
20mm	889円	533円
40mm	3,746円	2,247円
75mm	17,681円	10,608円

【減額対象月】

8～12月使用分の請求額から4か月分を減額する。※検針する月(偶数月または奇数月)により減額となる対象月が異なる。

※使用している水道メーターの口径により減額となる金額が異なる

水道料金・簡易水道料金の減額スケジュール



2 中小企業等工業用LPガス料金高騰対策

産業政策課

補正額

事業費	国県支出金	市債	その他	一般財源
1,200万円	1,200万円			

重点支援地方交付金 1,200万円

背景

- 物価上昇が継続する中、中東情勢の影響により、都市ガスやLPガスの料金が高騰している。
- ガス料金の高騰は、市民生活や中小企業等の事業活動に影響を及ぼすため、国は都市ガス、県は一般家庭におけるLPガスの価格高騰分に対する支援を実施する予定である。
- 工業用LPガスを利用する中小企業等は、国・県の支援の対象外となっている。

目的

- 工業用LPガス料金の一部を支援することで、料金高騰による中小企業等への影響を軽減する。

実施内容

工業用LPガスを利用する中小企業等を対象に、ガス料金上昇分の一部を支援する。

- 対象者 市内に事業所を有し、工業用LPガスを燃料として事業を実施する中小企業等
- 支援額 40円/m³ × 2026年7月から9月までの使用量（ガス料金上昇想定額(※)の1/2相当）
※中東情勢の不安が始まった2026年2月から現時点でガス料金の上昇が見込まれる9月までの上昇想定額79円/m³
- 上限額 200万円

<国・県・市の支援対象>

区分		国	県	市
都市ガス		○		
LPガス	一般用		○	
	工業用			○